

中学・高校・大学の進学に備える教育資金のための共済

じちろう こども保障満期金付タイプ

個人長期生命共済

団体生命共済の子ども契約とあわせて利用できる、満期金付きの共済です。

2019年8月発効から
スタートの
新共済です!



ご注意

- ご契約に際して特にご確認いただきたい重要な事項をP.4～P.6に「契約概要・注意喚起情報」として記載しています。必ずお読みください。
- このパンフレットには組合員の皆さまが、じちろうこども保障満期金付タイプをご利用するにあたって必要な情報が記載されています。大切に保管してください。

じちろう こども保障満期金付タイプ

個人長期生命共済

2019年8月発効から
スタートの新たな共済

中学入学準備

高校入学準備

大学入学準備



子どもの
団体生命共済と
あわせて活用

教育資金のための 満期金付タイプの共済

「こども保障満期金付タイプ」は、団体生命共済の子ども契約とあわせて利用できる、満期金付きの共済です。中学・高校・大学の進学に備えて、希望のコースを選べます。

子どもの生命と医療の共済
「**団体生命共済**」子ども契約



教育資金のための共済
「**こども保障満期金付タイプ**」

中学入学
準備コース

高校入学
準備コース

大学入学
準備コース

※複数のコースを組み合わせて加入することもできます。

※すでに子どもが団体生命共済・親子共済に加入済の場合も、「こども保障満期金付タイプ」を追加で申し込めます。

こども保障満期金付タイプの特長

特長
1

中学/高校/大学の
各準備コースをご用意

〈中学入学準備コース〉〈高校入学準備コース〉〈大学入学準備コース〉のうち、いずれかのコースまたは最大3つまでのコースを組み合わせることもできます。
※各コース1契約のみ加入いただけます。

特長
2

満期金は50万円と
100万円から選択

〈50万円型〉と〈100万円型〉があります。
受け取りたい満期金の額に合わせて、満期金の型をお選びください。
※3つのコースを組み合わせる場合、満期金は最大300万円までです。

特長
3

満期金を受け取る
年齢が選べる

早生まれの子どもに限らず、
入学準備のための資金を早めに用意したい場合があります。
そんな組合員のために、満期金を受け取る年齢(満了年齢)を選ぶことができます。

特長
4

手頃な掛金で
加入できる

例 「こども保障満期金付タイプ」
大学入学準備コース
月々の掛金 **2,275円**

満0歳で(満期金50万円型・満了年齢18歳)に加入の場合

※掛金は、コース・満期金の型・満了年齢・子どもの加入年齢によって異なります。

満期金は、払込掛金の総額を上回ります。

特長
5

団体生命共済に
セットして安心拡大

子どもの生命と医療保障は団体生命共済で、教育資金は「こども保障満期金付タイプ」で準備しましょう。あわせての加入で安心が広がります。

〈ご注意〉「こども保障満期金付タイプ」には、契約者死亡の場合の保障や掛金免除はありません。また、契約者貸付制度はありません。

大きな教育資金：幼稚園～大学がすべて公立でも**800万円弱**

できる準備は
今からはじめておきましょう

幼稚園から高校までの
15年間の教育資金

文部科学省
「平成28年度子供の学習費調査」

	幼稚園(3年間)	小学校(6年間)	中学校(3年間)	高校(3年間)
公立	68万2,117円	193万4,173円	143万3,090円	135万1,336円
私立	144万5,385円	916万4,628円	397万9,521円	310万9,805円

大学の初年度と
卒業までの教育資金

文部科学省「平成28年度私立大学に係る初年度学生納付金平均額の調査」

	国立	私立文系	私立理系	私立医歯系
初年度合計	81万7,800円	115万863円	151万8,333円	479万2,928円
4年間合計 (私立医歯系は6年間)	242万5,200円	389万9,163円	530万4,708円	2,369万2,298円

※国立大学：文部科学省令による昼間部の基準額 ※初年度合計：入学金と授業料の合計。私立は他に施設設備を加算

こども保障満期金付タイプに加入できる子ども

団体生命共済とあわせてご加入いただくことで、万一の保障と教育資金を一括してご準備いただくプランをご案内しています。

次の1)～3)のすべてを満たす子どもが加入できます。

- 1) じちろう団体生命共済に加入していること
- 2) 所定の健康状態であること
(個人長期生命共済の健康告知事項に該当しないこと)
- 3) 加入しようとするコースの満了年齢ごとに、次の年齢であること

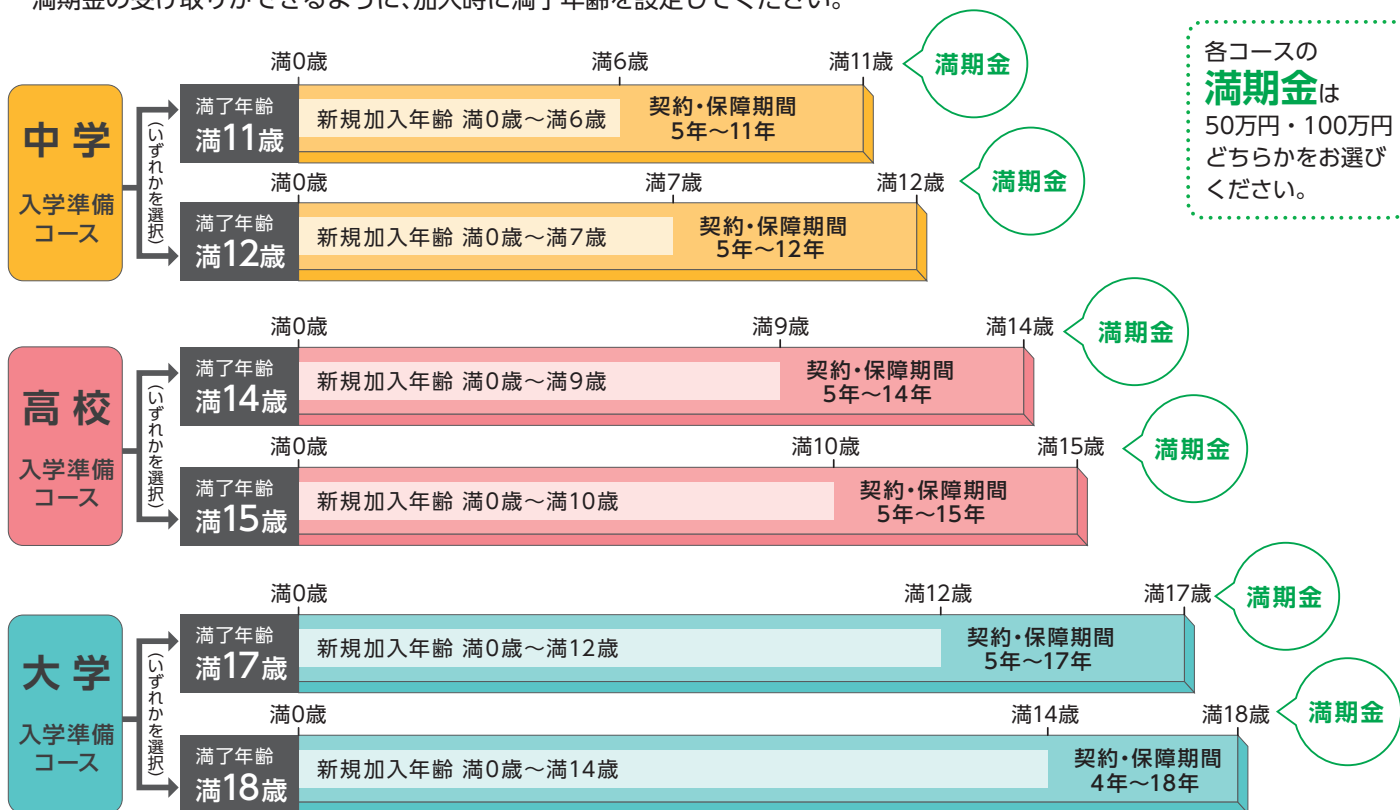
※契約者は、じちろう団体生命共済に加入する組合員となります。

コース	満了年齢	新規加入できる年齢
中学入学準備コース	満11歳	満0歳～満6歳
	満12歳	満0歳～満7歳
高校入学準備コース	満14歳	満0歳～満9歳
	満15歳	満0歳～満10歳
大学入学準備コース	満17歳	満0歳～満12歳
	満18歳	満0歳～満14歳

※3つのコースを組み合わせる場合、満期金は最大300万円までです。

中学・高校・大学、それぞれの入学時期に合わせた加入コースを用意

各コースとも満期金を受け取る年齢(満了年齢)が2種類あります。入学金などの支払いが必要となる時期までに満期金の受け取りができるように、加入時に満了年齢を設定してください。



加入パターンの例

「コース」「満期金の型」「満了年齢」を、加入時に選択します。

※各コースごとに1契約までで、最大3契約まで加入できます。

また、3つのコースを組み合わせる場合、満期金は最大300万円までです。

加入パターン例 ①

大学の入学時に100万円を用意したい方

大学入学準備コース

満期金 100万円

加入パターン例 ②

中学、大学の入学時にそれぞれ50万円を用意したい方

中学入学準備コース

満期金 50万円

大学入学準備コース

満期金 50万円

加入パターン例 ③

中学、高校の入学時にそれぞれ50万円ずつ、さらに大学の入学時に100万円を用意したい方

中学入学準備コース

満期金 50万円

高校入学準備コース

満期金 50万円

大学入学準備コース

満期金 100万円

こども保障満期金付タイプの掛金〈月払のみ〉

※こども保障満期金付タイプの掛金は、口座振替となります。
(掛金の払込方法は、団体生命共済などと異なります)

50万円型 [満期金50万円]

単位:円

月払掛金表 満了年齢 加入年齢	中学入学準備コース		高校入学準備コース		大学入学準備コース	
	満11歳	満12歳	満14歳	満15歳	満17歳	満18歳
満0歳	3,745	3,430	2,935	2,735	2,410	2,275
満1歳	4,125	3,745	3,165	2,935	2,565	2,410
満2歳	4,590	4,125	3,430	3,165	2,735	2,565
満3歳	5,165	4,590	3,745	3,430	2,935	2,735
満4歳	5,910	5,165	4,125	3,745	3,165	2,935
満5歳	6,900	5,910	4,590	4,125	3,430	3,165
満6歳	8,290	6,900	5,165	4,590	3,745	3,430
満7歳		8,290	5,910	5,165	4,125	3,745
満8歳			6,900	5,910	4,590	4,125
満9歳			8,290	6,900	5,165	4,590
満10歳				8,290	5,910	5,165
満11歳					6,900	5,910
満12歳					8,290	6,900
満13歳						8,290
満14歳						10,375

100万円型 [満期金100万円]

単位:円

月払掛金表 満了年齢 加入年齢	中学入学準備コース		高校入学準備コース		大学入学準備コース	
	満11歳	満12歳	満14歳	満15歳	満17歳	満18歳
満0歳	7,490	6,860	5,870	5,470	4,820	4,550
満1歳	8,250	7,490	6,330	5,870	5,130	4,820
満2歳	9,180	8,250	6,860	6,330	5,470	5,130
満3歳	10,330	9,180	7,490	6,860	5,870	5,470
満4歳	11,820	10,330	8,250	7,490	6,330	5,870
満5歳	13,800	11,820	9,180	8,250	6,860	6,330
満6歳	16,580	13,800	10,330	9,180	7,490	6,860
満7歳		16,580	11,820	10,330	8,250	7,490
満8歳			13,800	11,820	9,180	8,250
満9歳			16,580	13,800	10,330	9,180
満10歳				16,580	11,820	10,330
満11歳					13,800	11,820
満12歳					16,580	13,800
満13歳						16,580
満14歳						20,750

※組合員本人・子どもの性別、組合員本人の年齢が異なっても掛金は変わりません。

※満期金は、払込掛金の総額を上回ります。

こども保障満期金付タイプの保障

団体生命共済の保障

〈生命+医療保障〉

死亡・重度障がい・
不慮の事故などでの
身体障がい、入院・通院・手術
などの医療保障



こども保障満期金付タイプの保障

保障内容	〈50万円型〉	〈100万円型〉
満期金	50万円	100万円
〈子ども〉死亡・重度の障がいが残ったとき 1級・2級と3級の一部	50万円	100万円

※こども保障満期金付タイプには、親の死亡・重度障がいによる保障はありません。

※「障がい(重度障がいを含む)」とは、後遺障がい(傷病が治った後に残る障がい)をさし、全労済の定める基準によりその程度に応じて支払います。なお、障がい固定したときの契約内容にもとづいた保障となります。

こども保障満期金付タイプの申込手続きなど

1. 加入申込書について

・申込書は、団体生命共済などと別になります。「こども保障満期金付タイプ」の申込書での手続きとなります。

2. 掛金の払い込みや契約証書の発行について

・掛金の払い込みは口座振替となります。団体生命共済などと異なります。
・契約証書は、団体生命共済などと別に発行します。

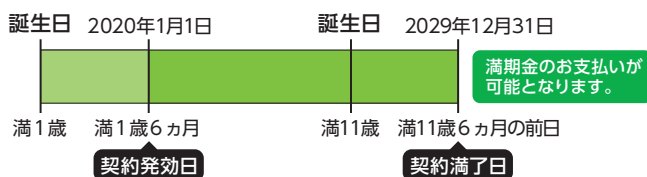
3. 共済期間と満期前の解約について

・「こども保障満期金付タイプ」には契約の更新がありません。各コースに定める満了年齢の満了日をもって契約は終了します。
・満期となる前に解約した場合は、解約返戻金を支払います。ただし、解約返戻金は、払込掛金総額を下回ることがあります。

⚠ 満期金のお支払い日について

満期金を受け取ることができる日は、子どもの誕生日や入学月(4月)ではなく、契約満了日の翌日以降となります。

※満期金のお支払いに関しては「請求書類一式」のご提出が必要となります。



例 〈中学入学準備コース(満了年齢満11歳・契約期間10年)〉に加入し、契約発効日が2020年1月1日(満1歳6ヵ月)の場合
2029年12月31日(満11歳6ヵ月の前日)が契約満了日となり、その翌日以降に満期金のお支払いが可能となります。

親子共済

個人長期生命共済

じちろう共済では、教育資金のための共済として「親子共済」も取り扱っています。

親子共済は、教育資金のための満期共済金を用意できる機能に、組合員の万一のときの保障を加えた共済です。幼い子どもを持つ若い組合員にお勧めの共済です。別に「親子共済パンフレット」を用意していますので、ご覧ください。

※親子共済は2019年8月発効以降の新規加入・追加加入契約を対象に制度改定を実施します。なお、2019年7月以前に発効した契約は、改定の対象外です。

独立後の子どもには

こくみん共済

個人長期生命共済 個人短期生命共済 個人介護生命共済 個人障害生命共済 個人死亡生命共済

独立後の子どもは、団体生命共済を継続することはできません。そうした場合でも、全労済ではこくみん共済などをご紹介します。ぜひ、組合を通じてご相談ください。

じちろう こども保障満期金付タイプ（個人長期生命共済）ご契約のてびき

契約概要と注意喚起情報について

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえお申し込みください。「契約概要」「注意喚起情報」は、ご契約内容のすべてを記載したものではありません。ご不明な点がございましたら、全労済までお問い合わせください。なお、加入後にご契約内容となる重要な事項を記載した「ご契約のしおり・契約規定」をお送りいたしますので、ご一読され、必ず内容を確認いただきますようお願いいたします。

契約概要

「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。

■ご加入にあたって

出資金を払い込み、自治労共済生協の組合員となった方が契約者になることができます。

ご加入の際は申込書に記載されている質問表への回答が必要で
す。質問表に該当する場合または全労済が申込内容の確認の結果、
加入できない場合があります。

■被共済者(加入者)になることができる方

同一生計で、契約者または契約者の配偶者の子

※同一生計とは、日常生活において互いの収入および支出を共同して計算
することであり、同居である必要はありません。

■共済掛金(掛金)の払込方法について

掛金の払込方法は、月払いになります。

初回掛金の払い込みについては、「■契約の成立と効力の発生につ
いて」をご覧ください。

■共済期間(契約期間)について

こども保障満期金付タイプの契約期間は選択される各コースの満了
年齢・新規加入年齢ごとに異なります。詳しくは次のとおりです。

コース名	満了年齢	新規加入年齢	契約期間
中学入学準備コース	満11歳	満0歳～満6歳	5年～11年
	満12歳	満0歳～満7歳	5年～12年
高校入学準備コース	満14歳	満0歳～満9歳	5年～14年
	満15歳	満0歳～満10歳	5年～15年
大学入学準備コース	満17歳	満0歳～満12歳	5年～17年
	満18歳	満0歳～満14歳	4年～18年

※こども保障満期金付タイプには契約の更新はありません。各コースに定
める満了年齢の契約満了日をもって契約が終了します。引き続き、こども
保障満期金付タイプのご利用を希望される場合は、改めて新規加入の申
込手続きが必要です。

■契約できる限度について

- 1.各コースにつき1契約加入することができ、それぞれ死亡共済金
100万円・満期共済金100万円(死亡共済金と同額付帯)を限度
とします(各コースを通算して300万円が限度です)。
- 2.その他、定期生命プラン、せいめい共済の死亡共済金額と合計して500
万円、満期共済金額と合計して500万円を限度とします。

■一部のご職業について

1.保障開始日において次のご職業に従事している方は、契約のお引き
受けをすることができません。

- (1)力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業
- (2)テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業

※加入後にこれらの職業に従事した場合は、契約を更新できないことがあり
ます。直ちに全労済までお問い合わせください。これらの職業の就業に伴

う原因により支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場
合があります。

2.次表の①～⑦の職業の就業に伴う原因により発生した不慮の事故お
よび交通事故の場合には共済金をお支払いできないことがあります。

- ①競馬・競輪・オートレース・競艇等の職業競技者 ②潜水・潜
函・サルベージ、その他これらに類する職業 ③警察官・海上保
安官、その他これらに類する職業 ④自衛官(防衛大学校生を含
みます) ⑤坑内・隧道内作業に従事される方 ⑥近海または遠
洋漁業の船舶乗組員 ⑦1,000トン未満の船舶乗組員

■割り戻し金について

毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお
戻しします(5月末現在の有効契約が対象となります)。なお、こども保
障満期金付タイプに対する割り戻し金は利息をつけて満期まです
え置かせていただきます。契約期間の途中に、契約者からのご請求にも
とづきお支払いすることもできます。

■共済金受取人について

- 1.共済金受取人は契約者です。
- 2.1.にかかわらず、加入者と同一人である契約者が死亡した場合の死
亡共済金受取人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から
(5)の中では、記載の順序になります。
 - (1)契約者の配偶者
 - (2)契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者
の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を
維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部
または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活
水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合
をいいます。以下同じです)
 - (3)契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約
者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - (4)(2)にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟
姉妹
 - (5)(3)にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母お
よび兄弟姉妹

※契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類により、加入者の同意およ
び全労済の承諾を得て、2.の死亡共済金受取人の順位または順序を変更す
ることができます。また、死亡共済金受取人を2.以外の契約者の親族等に
指定または変更することができます。

■共済金のご請求について

共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済
金を請求できる期間は支払事由が発生した日の翌日から3年間です。

※3年間を過ぎた場合は請求権が消滅します。詳しくは加入後にお送りする
「ご契約のしおり・契約規定」でご確認ください。

■共済金を減額してお支払いする場合

事故等による傷害で共済金をお支払いする場合、以下の影響により
傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する共済

金の額を決定してお支払いします。

1. 当該事故発生時、すでに存在していた障がいもしくは傷病の影響
2. 当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障がいもしくは傷病の影響

■ 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります。

■ 契約期間の途中で変更する事柄について

契約期間の途中で、掛金の額等を変更する場合があります。この場合には、厚生労働大臣の認可を得て契約者にお知らせします。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

■ クーリングオフについて

契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※クーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、契約者の名前、住所、加入者の名前、クーリングオフをする旨を明記し、署名・押印のうえ、全労済に提出してください。詳しくは全労済までお問い合わせください。

■ 加入申込書(申込書)および質問表の記入について

1. 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等についての質問)について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。加入者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印してください。
2. 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は申込者(契約者)に通知します。
3. 契約者が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。

■ 契約の成立と効力の発生について

全労済が加入を承諾した場合、次のように契約が成立し保障が開始(発効)します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

口座振替(口振)による初回掛金の払い込み

契約の効力は**申込書の受付日の翌々月1日午前零時から発生(発効)**します。

※ご指定の口座から初回掛金の振り替えができなかったときは、申し込みはなかったものとなります。全労済が指定する振替日までにご指定の口座へ払い込みください。

■ 2回目以降の掛金払い込みと払込猶予期間・契約の失効

1. 口座振替(口振)は、全労済が指定した振替日にご指定の口座から振り替えます。掛金の払込期日は次のとおりです。

発効日(毎月1日)	前月の月末
-----------	-------

2. 払込期日の翌日から3ヵ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します(契約がなくなります)。

■ 共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が契約者の代理人として共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。

また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人

に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。

詳しくは全労済までお問い合わせください。

■ 共済金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。下記に掲載されている事由はすべてではありません。詳しくは加入後に送りする「ご契約のしおり・契約規定」でご確認ください。

1. すべての共済金	(1) 加入者の犯罪行為 (2) 加入者・契約者・共済金受取人の故意 (3) 一部の職業において、業務中の事故(「■一部のご職業について」をご確認ください) (4) 契約が解除された場合 (5) 契約が無効となった場合や、詐欺等により取り消された場合 など
2. 死亡・重度障がいを原因とする共済金	(1) 発効日から1年以内の自殺・自殺行為 (2) 発効日前の傷害または病気を原因として重度障がいの状態となったとき など

■ 契約の無効について

1. 次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。
 - (1) 加入者が発効日にすでに死亡していたとき
 - (2) 加入者が発効日に「■被共済者(加入者)になることができる方の範囲外であったとき
 - (3) 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分に対応するタイプ
 - (4) 申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
 - (5) 契約者の意思によらず契約の申し込みがされたとき
 - (6) 同じタイプに複数加入していたときは、その超えた部分に対応するタイプ
2. すべての共済において契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたときは、契約は無効となります。

※すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※無効の場合、掛金の全部または一部を契約者にお返しします(2.を除く)。

■ 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

■ 契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除となります。

1. 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
2. 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
3. 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき

*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

4. 他の契約との重複によって、加入者にかかる共済金等(保険金その

他のいかなる名称であるかを問わないものとします)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき

5.前記1.～4.までのいずれかに該当するほか、全労済との信頼関係が損なわれ、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき

6.契約者または加入者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

■ 契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅となります。

- 1.加入者が死亡したとき
- 2.加入者が重度障がいの状態となったとき(重度障害共済金が支払われた場合に限り)

■ 加入者による契約の解除請求について

加入者が契約者以外である場合、加入者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。詳しくは全労済までお問い合わせください。

■ 掛金の生命保険料控除について

掛金は、一部分を除き生命保険料控除の対象となります。控除に必要な証明書は契約者ごとに毎年10月ごろに発行します。

共済掛金証明書は、1月から12月までの間に掛金をお支払いいただいた契約について発行します。生命保険料控除の対象となるのは「納税する人が掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者*、その他親族である共済契約」となりますのでご注意ください。
*内縁関係にある方は対象となりません。

■ 契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、全労済へご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

- 1.契約者または加入者の名前を変更したとき(死亡共済金受取人や指定代理請求人を含みます)
- 2.契約者の住所を変更したとき
- 3.加入できない職業に従事したとき
- 4.続柄が変更となったとき

■ 解約と解約返戻金について

契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。全労済所定の解約届を提出してください。

ご契約を解約された場合の解約返戻金は死亡共済金額を限度とします。この場合、すえ置きしていた割り戻し金があるときはお戻しします。

■ 個人情報の取り扱いについて

全労済は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

○ 所属団体について

所属する労働組合・共済会等(以下、「所属団体」といいます。)を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報(特定個人情報を除

く)を所属団体へ提供させていただきます。

○ 医療機関等について

全労済は、共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。

○ 再共済(再保険)について

全労済は、再共済(保険)契約の締結や再共済(保険)金の請求等のため、再共済(保険)の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

○ 契約等の情報交換について

全労済は、生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社に対して、本契約に関する個人情報を提供することがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は

全労済ホームページ(<https://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

自治労共済生協定款 — 組合員および出資金に関する条文抜粋

(※定款上の「この組合」とは自治労共済生協のことをいいます)

(組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に勤務する者は、この組合の組合員になることができる。

- 2 この組合の区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた者で、この組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名、住所、その他規則で定める事項に変更があったときは、速やかにその旨をこの組合に提出しなければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1)組合員たる資格の喪失
- (2)死亡
- (3)除名

(除名)

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって除名することができる。

- (1)1年間この組合の事業を利用しないとき。
- (2)この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
- 2 前項の場合において、この組合は総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

納税義務国・居住地国の確認について

加入時、共済金・満期共済金・解約返戻金の請求時、海外渡航届の提出時などに、納税義務国の確認をさせていただく場合があります。

信用リスクについて

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりした組合員の皆さまの情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県支部にお問い合わせください）。

共済金のご請求について

共済金の請求事由が生じましたら、所定の用紙に必要な事項を記入し、必要な添付書類を添え、所属の組合（またはこれに準ずる団体。以下「組合」といいます）を通じて各都道府県支部にすみやかにご提出ください。全労済または自治労共済生協が実施する各共済制度は保障内容が一部重複しています。複数の共済制度にご加入されている場合、重複して共済金等をお支払いできることがありますので、ご請求漏れ・ご請求忘れのないようご注意ください。各共済制度の事業規約・細則をご確認される場合は組合を通じて各都道府県支部までお問い合わせください。「ご契約のしおり」は組合を通じて配布いたします。万一お手元がない場合は組合を通じて各都道府県支部にご請求ください。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

① 苦情のお申し出先について

全労済では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

全労済に対するご相談・ご不満などがございましたら、全労済自治労共済本部までご連絡ください。

② 裁定または仲裁の申し立てについて

全労済でお引き受けする各共済制度に関する苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

一般社団法人日本共済協会共済相談所

■ 電話 03-5368-5757

■ 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始除く）

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。


都道府県支部	郵便番号	所在地	電話	
北海道	060-0806	札幌市北区北6条西7丁目	北海道自治労会館内	011-747-1536
青森	030-0802	青森市本町3-3-11	青森県労働福祉会館3階	017-773-6017
岩手	020-0874	盛岡市南大通2-10-38	岩手県民共済会館内	019-656-8277
宮城	980-0802	仙台市青葉区二日町7-23	宮城自治労会館内	022-222-6844
秋田	010-0971	秋田市八橋三和町6-17	秋田自治労会館内	018-862-9551
山形	990-2402	山形市小立2-1-62	山形自治労会館内	023-664-1800
福島	960-8042	福島市荒町1-21	協働会館内	024-521-0336
新潟	950-0965	新潟市中央区新光町6-7	新潟自治労会館内3階	025-281-8030
群馬	371-0854	前橋市大渡町2-3-45	群馬自治労会館内	027-253-1177
栃木	320-0052	宇都宮市中戸祭町821	栃木県労働者福祉センター5階	028-621-5888
茨城	310-0801	水戸市桜川2-3-30	自治労会館内	029-231-0484
埼玉	330-0063	さいたま市浦和区高砂4-3-5	埼玉県労評会館4階	048-838-5532
東京	102-0072	千代田区飯田橋3-9-7	飯田橋丸ビル4階	03-6256-9916
千葉	260-0013	千葉市中央区中央4-13-10	千葉県教育会館新館6階	043-221-2800
神奈川	232-0022	横浜市南区高根町1-3	神奈川県地域労働文化会館7階	045-251-7811
山梨	400-0858	甲府市相生2-7-17	山梨県労働福祉センター1階	055-222-5200
長野	380-8545	長野市東町532-3	長野県労働会館内	026-217-7667
富山	930-0804	富山市下新町8-16	自治労とやま会館内	076-441-8220
石川	920-0967	金沢市菊川2-26-18	石川自治労働文化会館内	076-261-0241
福井	910-0836	福井市大和田2-5-17	自治労福井県本部会館	0776-57-0707
静岡	422-8067	静岡市駿河区南町11-22	静岡労働会館2階	054-202-7250
愛知	456-0002	名古屋市中区熱田区金山町1-14-18	全労済金山会館5階	052-678-3118
岐阜	500-8069	岐阜市今小町15	自治労会館内	058-263-1614
三重	514-8588	津市栄町2-361	三重地方自治労働文化センター内	059-272-4550
滋賀	520-0043	大津市中央3-4-29	自治労会館(レイバ滋賀)内	077-524-0123
京都	604-0867	京都市中京区丸太町通烏丸西入北側	NHKビル2階	075-252-5937
奈良	630-8133	奈良市大安寺5-12-16	奈良地域労働文化センター2階	0742-64-5511
和歌山	640-8033	和歌山市本町4-60		073-431-7700
大阪	530-0041	大阪市北区天神橋3-9-27	PLP会館2階	06-6242-2255
兵庫	650-0004	神戸市中央区中山手通3-4-8	大東ビル4階	078-392-0821
岡山	700-0086	岡山市北区津島西坂1-4-18	労働福祉事業会館3階	086-251-9431
広島	733-0013	広島市西区横川新町7-22	自治労会館内	082-292-5496
鳥取	680-0814	鳥取市南町505	自治労会館内	0857-21-3300
島根	690-0874	松江市中原町14	しまね自治労会館内1階	0852-59-9898
山口	753-0063	山口市元町3-49	山口県勤労者自治センター内	083-922-7540
香川	760-0066	高松市福岡町2-4-7	2階	087-822-5608
徳島	770-0847	徳島市幸町3-98	自治労プラザ内	088-623-2908
愛媛	790-0066	松山市宮田町132	愛媛県勤労会館内3階	089-947-5061
高知	780-0862	高知市鷹匠町2-5-47	高知県自治労会館内	088-824-0151
福岡	810-0001	福岡市中央区天神5-6-7	福岡自治労会館3階	092-711-9541
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-30	自治労会館内	0952-36-9555
長崎	850-0057	長崎市大黒町4-16	長崎自治労会館別館	095-822-2525
大分	870-0022	大分市大手町3-2-9	大分自治労会館内	097-536-6644
宮崎	880-0806	宮崎市広島1-11-17	全労済宮崎推進本部会館5階	0985-28-1901
熊本	862-0954	熊本市中央区神水1-8-1	自治労熊本会館1階	096-383-0662
鹿児島	890-0064	鹿児島市鴨池新町5-7-401	鹿児島県労働者福祉会館内	099-258-6311
沖縄	900-0021	那覇市泉崎1-15-10	3階	098-860-8446
社保労連	102-0081	千代田区四番町7	Gビル2階	03-3239-1068
本部	102-8403	千代田区六番町2-15	自治労第2会館	03-5276-0700

新しく組合員になれる方へ(出資金について)

全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会)と自治労共済生協(全日本自治体労働者共済生活協同組合)は、消費生活協同組合法にもとづき非営利で共済事業を営む生活協同組合連合会と同連合会に統合参加する生活協同組合です。生活協同組合は組合員の参加により運営されています。新しく組合員になれる方は出資金100円をお支払いいただき自治労共済生協の組合員となつていただくことにより、各都道府県支部の取り扱いにあわせて、全労済と自治労共済生協の各種共済を利用することができます。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合は、すみやかに出資金返戻請求の手続きを行ってください。事業利用終了後3年が経過した組合員で、出資金の払い戻しの請求がなく、住所変更の手続きをされていない場合は、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただくことがありますのでご注意ください。

保障のことなら



全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

全国労働者共済生活協同組合連合会